



令和 5 年度狩猟免許試験のお知らせ

野生鳥獣を許可無く捕まえることは法に違反します。狩猟免許を取得し、狩猟者登録及び捕獲許可が必要となりますので、注意しましょう。(猟銃を使う場合は、別に銃の所持許可が必要です)

狩猟者になるためには、福島県が実施する「狩猟免許試験」に合格しなければいけません。

【申請期間、試験日時及び試験会場】

申請受付期間	試験日時	試験会場	種別
5月1日(月)～6月2日(金)	7月1日(土)	アピオスペース (会津若松市インター西 90)	わな猟のみ
6月5日(月)～7月7日(金)	8月5日(土)	郡山市労働福祉会館	全種(網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟)
7月3日(月)～8月4日(金)	9月3日(日)	(郡山市虎丸町 7-7)	
8月14日(月)～9月15日(金)	10月14日(土)	福島県青少年会館 (福島市黒岩字田部屋 53-5)	わな猟のみ
9月4日(月)～10月6日(金)	11月5日(日)	郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町 7-7)	全種(網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟)

※受験を希望される方は、県北地方振興局県民生活課(024-521-2709)にお問い合わせください。

※福島県猟友会主催による「猟友免許試験講習会」が、各試験日程に応じて開催される予定です。詳しくは福島県猟友会(024-523-0053)にお問い合わせください。

ニホンザルの目撃情報について

問 農林振興課 農業振興係(内線 1502)

川俣町有害鳥獣捕獲実施隊によるサルの行動調査を実施しております。ニホンザルを目撃した場合は、①日時、②場所、③頭数等を標記担当までご連絡ください。

鳥獣による被害の届けについて

問 農林振興課 農業振興係(内線 1502)

鳥獣による農作物被害等があった場合、標記担当までご相談ください。お電話でも受け付けております。①お名前とご連絡先、②被害を受けた作物や月日・場所③被害状況等をお伺いさせていただきます。イノシシ被害について、川俣町有害鳥獣捕獲実施隊に捕獲を依頼いたします。併せて、被害防止に向けたイノシシの侵入防止柵設置や獣道への嫌がらせ等についてもご相談ください。

公立夜間中学が開校します

問 福島市夜間中学担当(Tel 024-525-3782)

福島市に県内初の公立夜間中学が令和6年4月から開校します。さまざまな理由により中学校で勉強ができなかった方や母国で義務教育を修了していない外国籍の方などが対象です。入学を少しでも考えている方は、入学希望調査にご協力ください。

■調査期限 6月20日(火)まで

■対象者 夜間中学への入学を考えている方

新築・増築家屋の家屋調査について

問 町民税務課 税務係(内線 1302)

令和5年中に住宅や車庫などを新築した場合や、既存家屋を増築した場合は、完成した翌年度から固定資産税が課税されます。

固定資産税の税額決定のために担当職員による家屋調査を行っていますので、標記担当までご連絡ください。調査日程等を調整させていただきます。

国保健康優良世帯表彰事業を実施します

問 保健福祉課 国保年金係(内線 1406)

国民健康保険被保険者の健康の保持増進の意識高揚を図るために、健康優良世帯に対し表彰事業を実施します。

■対象者

①前年度の4月～3月(以下「対象期間」という。)において、19歳以上の被保険者全員が国民健康保険の保険給付となる診療を受診していない。

②対象期間において世帯内の全員が特定健康診査または川俣町国民健康保険若年層健診を受診している。

③特定健康診査の結果、医療機関受診勧奨対象者又は特定保健指導対象者に該当していない。

④今年度8月1日(以下「基準日」という。)において世帯内の個人に町税等の滞納がない。

⑤基準日において世帯内の被保険者に所得不明者がいない。

⑥基準日において対象期間から継続して国民健康保険加入世帯である。

■表彰方法 上記の要件すべてに該当する方に、郵便で別途お知らせし、表彰状と商品券1万円分を贈呈します。



行政

今月の行政相談の日程

問 総務課 文書広報係（内線 1104）

■日時 6月13日(火) 午後1時30分～4時

■場所 川俣町役場 1階 相談室 2

※斎藤幸子相談委員（Tel 566-4020）、丹野雅直相談委員（Tel 566-4830）は電話でも受け付けています。

消費税のインボイス制度に関する説明会

問 福島税務署法人課税第1部門（Tel 024-503-2417）

■日時 6月13日(火)

①午前10時30分～正午（定員 60名）

主に消費税の課税事業者の方向け

②午後1時30分～3時（定員 60名）

主に消費税の免税事業者の方向け

■会場 福島市アクティブシニアセンター・アオウゼ 福島市曾根田町1-18 MAX ふくしま4階 小活動室1・2

ジョブプランナーによる就職相談会

問 政策推進課 まちづくり推進係（内線 2406）

■日時 6月22日(木) 午後1時～4時

■場所 川俣町役場 1階 相談室 2

■対象者 川俣町内に居住する方、原発事故の影響で川俣町内に避難されている方。

■相談員 ふくしま生活・就職応援センターの相談員

6月は、不法投棄防止強調月間です

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

不法投棄は5年以下の懲役または最大1000万円以下の罰金（又は併科）を科せられる重大な犯罪です。きれいな町づくりのため不法投棄の撲滅へご協力をお願いいたします。

・通行量が少なく人目につきにくい道路沿いの空地や河川の土手等に不法投棄が多く見られます。

・上記のような土地を所有されている方は、啓発看板やバリアード設置等の不法投棄防止対策を行うようお願いいたします。

■不法投棄を発見した際の通報先

福島警察署川俣分庁舎 566-3121（代表）

または当係 566-2111（内線 1307）まで

不法投棄は犯罪です。投棄現場を目撃した場合は速やかに通報をお願いします。町と保健委員会では、不法投棄監視パトロールにより町内を監視・巡回し、不法投棄の未然防止及び注意を促しています。不法投棄は“しない・させない・ゆるさない”

ごみの分別・減量化にご協力を！

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

家庭から出されるごみにリサイクルできるもの・まだ使えるものが混ざっていませんか。プラスチック容器包装やペットボトル等の資源ごみは分別して出しましょう。

分別・減量化には、3つの“R”が重要です。

■リデュース（Reduce: 発生抑制）は、無駄な包装を断る、詰め替え容器に入った製品を買う、物を長く大切に使うなどの取組です。

■リユース（Reuse: 再使用）は、古着を雑巾として使用する、リサイクルショップやフリーマーケットを利用するなどの取組です。

■リサイクル（Recycle: 再利用）は、資源ごみを分別して排出するリサイクル製品を利用する取組などです。

また、食品ロスを含む生ごみを減らすことが、ごみの減量化には必要不可欠です。

食品ロスを減らすためには、①買いすぎない、②作りすぎない、③食材を使い切ることが重要です。生ごみについては、水にぬらさないこと、ぬれた場合はしっかりと水を切るようにしましょう。積極的にごみの分別・減量を進めることで、ごみ処理場からの二酸化炭素排出が削減され、地球温暖化防止対策につながるほか、ごみ処理費用の節減にもなります。今後ともごみの分別・減量化にご協力ください。

小型家電リサイクルにご協力を！

問 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

小型家電には、金や銀、レアメタルなど貴重な資源が含まれています。資源の有効活用とごみの減量化を図るため、小型家電リサイクルにご協力をお願いします。

■回収対象品目 携帯電話、PHS、スマートフォン、電話機、FAX、ノートパソコン、タブレット、ラジオ、ラジカセ、CD・DVD・BDプレーヤー、HDDレコーダー、デジタルカメラ、ビデオカメラ、USBメモリ、ゲーム機、電子辞書、カーナビ、カーステレオ、充電器、ケーブル、アダプターなど

■回収方法 使用済み小型家電回収ボックスに直接投入してください。

■回収ボックス設置場所 川俣町役場 / とんやの郷 / カインズFC川俣店 / 伊達地方衛生処理組合（伊達市保原町）

■注意点

- ・家庭で使用された小型家電に限ります。
- ・個人情報はず必ず消去してください。
- ・乾電池、バッテリーは必ず外して投入してください。
- ・投入された使用済み小型家電は返却できません。